

小川 有美 立教大学法学部教授

発想の転換を！——ピケティの『21世紀の資本論』を超えて——

対立軸が見えない、とはよくいう言葉である。軍事力と平和的外交力、消費税を含む財政と社会保障・人口問題の行く先、中央銀行の奇策頼りの経済政策、中央依存を強いられる地方のあり方、脱原発と再生可能エネルギーの逆戻し、「ニッポンズゴイ、大好き」の外を見ない論調とメディア、いずれの問題も国民と次世代のための熟議が尽くされないままに、選挙と権力者の判断によって、答えが押し付けられようとしている。

毎週のように論戦は繰り返されている。しかし、政策各論の甲論乙駁はしばしば——テレビのコメントのごとく——消費されてしまう。さらに最近の比較政治学によれば、福祉水準などの政策レジームは本来社会が決めるべきであるのに、政府の設定したラインに有権者が慣れてしまうと、それが常識となってしまう、という指摘もある。それは発想の「植民地化」ともいえよう。いま思い起こすべきは、真の批判の力は次の創造の力となりうる、ということである。発想の転換は、目下の力関係にかかわらず、次の局面を見通すために必要である。

今年は1971年生まれのパリ経済学校教授トマ・ピケティの『21世紀の資本論』が話題になった。

おがわ ありよし

1964年生。東京大学大学院法学政治学研究科博士課程単位取得退学。法学修士。専門はヨーロッパ政治論。千葉大学法経学部助教授、ノルウェー・ベルゲン大学客員研究員を経て、2003年より現職。日本比較政治学会会長。

著書に、『ポスト代表制の比較政治—熟議と参加のデモクラシー』（編著、早稲田大学出版部、2007年）、『脱原発の比較政治学』（共著、法政大学出版局、2014年）など。

『ウォールストリート・ジャーナル』や『エコノミスト』誌は冷淡に扱ったそうだが、同書は（著者の支持する）社会党の元々強いフランスよりも、アメリカにおいて注目を浴びた。ピケティはマルクスの分析手法を受け継ごうとはしていないが、資本・富を持っている少数の——しかし影響力の大きい——階層と、それ以外の人々の格差が拡大し続けているということを大著を通し説得する。富が富を生む「貧富の世襲の世界」とは、バルザックやジェイン・オースティンの描く19世紀の社会では現実そのものであった。それが過去のものとなったように思われたのは、20世紀に世界大戦が資産を破壊し、中産階級が台頭したためであった。しかし特に1980年代以降——「極端な能力主義」の下に——格差拡大の趨勢は明らかである、という。

このような問題は、グローバルな研究からしか見えない、というわけではない。佐藤健太郎の『「平等」理念と政治』は、平等が本来争われなければならない理念であることを、戦前日本の特に地方の現実から説き起こす。地域間格差、繁栄する都市と疲弊する農村の明暗は、五・一五事件、二・二六事件の背景となった。特別扱いを悪平等として排する画一主

義も一つの平等観でありうるが、そもそも地域は平等と言えるのか。党派を超え東北・北陸への特別の配慮を訴えた「雪害」運動、他府県との制度的平等を悲願としながら経済的不平等の苦しみをも訴えざるをえなかった沖縄、いずれも平等への切実な問いかけであった。

ピケティの示す最善の是正策は単純明快であり、累進課税の強化である。しかし彼は——「ウォールストリートを占拠せよ」のような抗議の運動に好意的であるとはいえ——その政治的実現性については言葉少なである。佐藤は『貧乏物語』で知られる河上肇が描いた「夢の国」に触れている。それはある種の「国家社会主義」であった。河上の理念はファシズムとは異なるが、その後若者を駆り立てた「国家社会主義」の悲惨な結末をわれわれは知っている。21世紀の政治的・経済的な知は、そうではない発想の転換を模索できるはずである。本号の特集がその一助となることを願う。■

#### 《参考文献》

Thomas Piketty, *Le capital au XXI<sup>e</sup> siècle*, Seuil, 2013.  
佐藤健太郎、『「平等」理念と政治—大正・昭和戦前期の税制改正と地域主義』、吉田書店、2014年。

# 「失われた20年」の俗説に潜む発想からの転換を

高橋 伸彰

立命館大学国際関係学部教授

## 失われたのは成長率なのか

バブル崩壊後の「失われた20年」で何が失われたのか。安倍晋三首相就任後の最初の『経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～』（2013年6月13日）では、次のように表現されている。

「1990年代初頭におけるバブル崩壊を大きな節目として、日本経済は現在に至る約20年間、総じて低い経済成長に甘んじてきた。この間の日本の実質国内総生産（実質GDP）成長率は0.8%、名目国内総生産（名目GDP）成長率は▲0.2%にとどまり…このプロセスの中で、日本経済は戦後初めて、また、世界の中でも例外的に、デフレを経験することとなり、多くの国民が生活の豊かさを実感できなくなった。…とりわけ…欧米で大胆な金融緩和策が講じられ、内外の金利差が縮小する中、我が国ではデフレから脱却できない状況が続き、円高とデフレ

の悪循環の懸念もあって、いわゆる産業空洞化も進んだ」（引用文の下線は筆者付加、以下同じ）。

この「診断」をベースに、日本経済の再生（＝実質2%、名目3%の持続的な成長）を目指して安倍首相が主導する経済政策が、いわゆるアベノミクスである。失われたのは「経済成長率」であり、その過程でデフレが続き、国民は豊かさを実感できずに、産業の空洞化も進んだと言う。

しかし、一人あたりGDPで欧米にキャッチアップしてから30年近くを経た日本経済にとって失われたのは、なお成長率だったのだろうか。バブル崩壊後の停滞する成長率を前にして、経済学者の宮本憲一氏はいまこそ「ゼロ成長でも失業のない豊かな生活を実現できる経済システムを構想する」（『日本社会の可能性』岩波書店、2000年）絶好の機会だと述べた。そう考えると「失われた20年」で失われたのは成長率よりも、むしろ成長に依存しなくても「維持可能な社会を構想する」機会だったのかもしれない。

## 根因は歴代政権の問題先送りにある

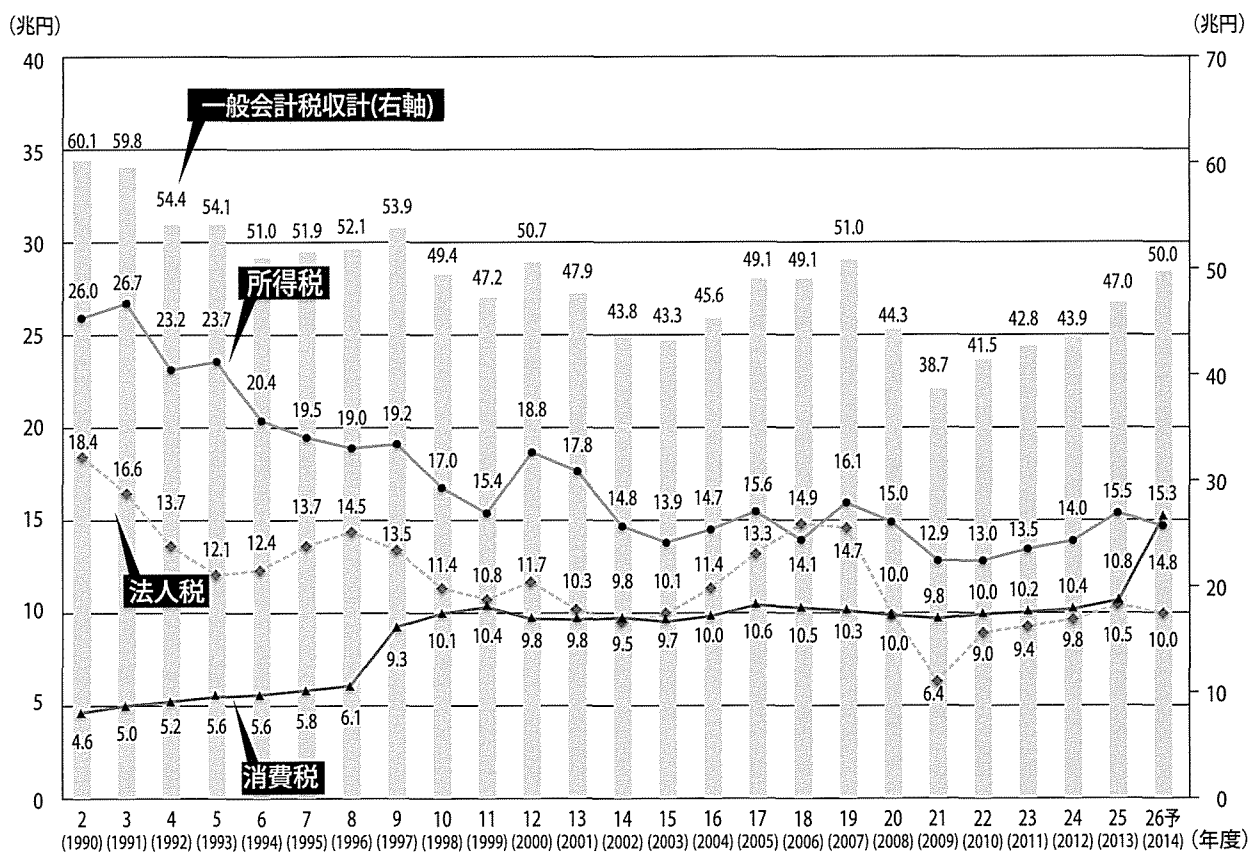
それでは、なぜ宮本氏の言う絶好の機会は活かされなかったのか。最大の責任は日本の経済社会が陥っている問題の本質を洞察せずに、抜本的な解決策を先送りしてきた歴代の政権、中でも自民党の長期政権にある。その代表例が高齢社会への対応である。人口統計上、高齢者に分類される65

### たかはし のぶあき

早稲田大学政治経済学部卒業。専門分野は、日本経済論、経済政策。日本開発銀行勤務を経て1999年より現職。

著書に『アベノミクスは何をもたらすか』（水野和夫氏との共著、岩波書店、2013年）、『ケインズはこう言った—迷走日本を古典で切る』（NHK新書、2012年）、『グローバル化と日本の課題』（岩波書店、2005年）など。

図1 税収の推移と内訳



(注) 平成25年度以前は決算額、26年度は予算額である。  
 (出所) 財務省「日本の財政関係資料」。

歳以上の人口は1990年の1498万人から2012年には3079万人と1581万人増加し、その中でも75歳以上の後期高齢者は同期間で597万人から1519万人に978万人も増えた。平均寿命とは別に「日常的に介護を必要としないで、自立した生活ができる」健康寿命は、日本の場合男女平均で72～75歳（定義によって異なるため）と言われており、高齢者に占める75歳以上人口の比率が上昇すれば、必然的に医療や介護に要する社会保障費は高齢者全体の人口以上に増えることになる。実際、一人あたりの医療費は65～74歳の平均55.3万円に比し75歳以上になると同89.2万円に6割も増加するほか、介護認定者の比率も同4.4%から同31.3%へと7倍以上に上昇する。

歴代の政権は世界に例を見ないスピードで日本の高齢化が進んだことが、社会保障財政の悪化要因だと言う。しかし、改めて指摘するまでもなく、高齢者人口が増えることも、また75歳以上の高齢者が急増することもバブル崩壊前からわかっていた

ことである。それにもかかわらず、できもしない成長を前提にして増加が必至の社会保障支出を賄うための負担増を国民に求めることを忌避してきたのは歴代の政権である。「改革なくして成長なし」と叫び、歳出削減や規制緩和で国民に痛みを強いたうえに、持論の郵政民営化まで断行した小泉純一郎元首相さえ「在任中は増税しない」と公言して、社会保障財政を維持可能とするための負担増を先送りしたのである。

### 消費増税の一方で富裕層や大企業には減税

もちろん、すべての負担増が先送りされてきたわけではない。低所得者ほど負担感が重い消費税は、1989年に導入されて以来、この4月まで2度にわたる税率引き上げによって2014年度の税収は15.3兆円と1990年度の4.6兆円に比し10兆円近くも増加する見通しである(図1、以下の税収の数字は同図参照)。それにもかかわらず税収が同期

間で60.1兆円から50兆円と減少しているのは、必ずしも成長率が低下したからではない。事実、消費税とは逆に高所得層や富裕層が主として負担する所得税は同期間で26.0兆円から15.3兆円に10.7兆円も減少する見通しだが、それは非現実的なトリクルダウン説を根拠にして歴代の政権が最高税率を70%から40%（2014年度以降は45%）に引き下げるとともに、株や土地の売却にかかる譲渡所得についても他の所得と分離して低い優遇税率を適用してきたからである。また、利益を上げている企業が負担する法人税も同期間に18.4兆円から10.0兆円に8.4兆円減少する見通しだが、これもグローバル化を口実にして、法人税率をバブル前の40%から2012年以降は25.5%にまで引き下げたうえに、子会社からの受取配当所得に関しては免税の特典を与えるなどの優遇策を講じてきたからである。高齢社会の負担はすべての国民が広く負担すべきだと言って消費税率を引き上げる一方で、富裕層や大企業に対しては減税を繰り返して負担を軽減してきたのである。

そう考えると、2015年10月からの消費税率10%への再引き上げについては、景気動向に与える影響とは別に負担の公平性の観点から棚上げにする選択肢もある。もちろん、財政再建は待たなしの状況であり、代替財源の見通しもないまま増税だけを延期すれば、市場の信頼を失って国債価格は急落するリスクがある。その対策としては、上述した富裕層向けの一連の減税を最高税率の引き上げや分離課税の廃止によって見直すとともに、2015年度から実施が検討されている法人税のさらなる引き下げも中止して、当面6兆円程度の財源を確保すればよい。そのうえで消費税率の再引き上げを白紙に戻して、本格的な財政再建に向けた税制改正の議論を国会で行うべきである。そんなことは非現実的だという政治家や経済学者からの批判に対しては、ここまで日本の財政を深刻な赤字に追い込んだ過去の税制改正のほうかをはるかに非現実的だったと反論しておきたい。

## 「道半ば」なのか、それとも道を間違ったのか

アベノミクスはスタート直後こそ、「ロケットスタート」と安倍首相が自賛したように順調だったが、その勢いはわずか半年後の2013年後半から衰えはじめた。2014年1-3月期こそ消費増税前の駆け込み需要で息を吹き返したものの、増税後の同4-6月期は年率7.1%のマイナス成長に陥り、その後も政府・日銀にとっては予想外の低迷が続いている。こうした中で安倍首相は、この9月に召集された臨時国会の所信表明で次のように述べた。

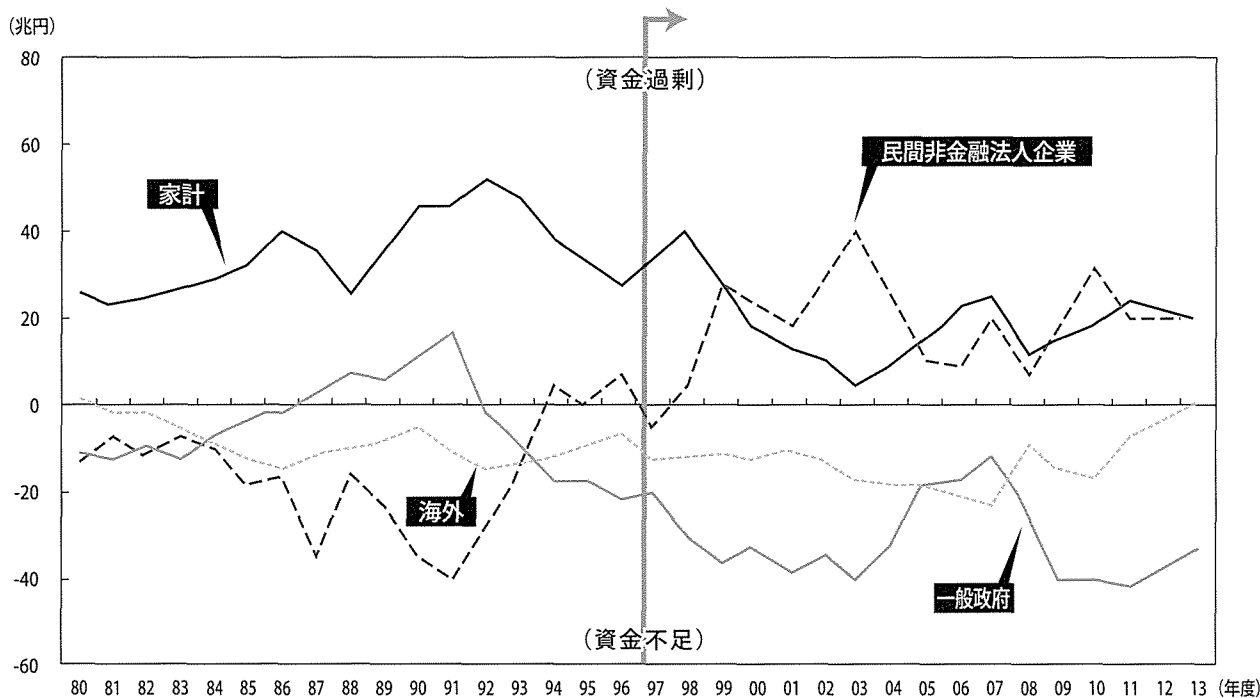
「頑張れば、報われる。日本は、その自信を取り戻そうとしています。しかし、その効果は、まだ日本の隅々にまで行き渡っているとは言えません… 私たちの改革は、いまだ道半ばです…引き続き、デフレ脱却を目指し、「経済最優先」で政権運営に当たっていく決意であります…今、「日本はもう成長できない」、「人口減少は避けられない」といった悲観的な意見があります…しかし…日本の中に眠る、ありとあらゆる可能性を开花させることで、まだまだ成長できる。日本の未来は、今、何を為(な)すか、にかかっています。悲観して立ち止まるのではなく、可能性を信じて、前に進もうではありませんか」

力強い表明に見えるがアベノミクスの2年弱の軌跡を振り返れば、その効果が及んだ範囲は階層的に見れば富裕層に、また地域的に見れば東京を中心とした大都市圏に限定されている。それは、安倍首相が言うように改革が「いまだ道半ば」だからではない。歩むべき道を最初から間違っていたからである。「まだまだ成長できる」と言われても、現実には成長できなかったのが「失われた20年」である。

## 誰が消費を支えているのか

それにもかかわらず黒田東彦日銀総裁は10月31日の13時44分に、株高・円安を進める以外には実態経済に対して何の効果も与えない量的緩和の追加を発表した。その発表は日銀の思惑どおり

図2 部門別の資金過不足の推移



(出所) 日銀「資金循環統計(参考表)」。

株価の急騰と円の急落を引き起こし、同日の朝に発表された個人消費の減少が続いていることを示す「家計調査」と、雇用環境の改善がストップしたことを現す統計（有効求人倍率は3年4ヶ月ぶりに前月比で悪化し、完全失業率も上昇）から国民の目をそらすことによって、アベノミクスが行き詰まりつつあることを一時的に隠蔽することに成功したのである。

日銀よりも財務省に忠実(?)な黒田総裁としては、デフレ脱却に向けた不退転の意思を示すことで、財務省の「悲願」である消費税率の再引き上げにエールを送ろうとしたのかもしれない。だが、そんな発想で追加緩和が決められたとするなら、円安による物価高で苦しんでいる国民生活のほう不堪らない。

確かに90年代後半以降、日本経済がデフレに陥っているのは事実である。しかし、その原因は必ずしも安倍首相が強調するような過去の日銀による量的緩和の不足にあるのではない。いわんやデフレによる実質金利の上昇が国内の消費や投資の停滞を引き起こしたから、デフレと成長率低下の悪循環が続いてきたわけでもない。

むしろデフレの根因は、日本の企業部門が目先

の利益に追われて、生産性の上昇分さえ十分に賃金に還元せず、労働分配率を引き下げて、雇用者全体の報酬を97年度の279兆円から2012年度には245兆円とこの15年間で30兆円以上も減らしたことにある。その過程では正規雇用の削減と非正規雇用の拡大も闇雲に進められ、日本産業の競争力を支えてきた雇用者の働く能力まで劣化したのである。

改めて指摘するまでもなく、GDPの約6割を占める個人消費の大部分は中間層も含めた庶民の日常的な消費によって成立している。上位数%の富裕層が株で儲かった泡銭を高額品の購入に当てたところで、GDPベースで300兆円近い個人消費にとってはすぐに消える泡沫に過ぎない。円安と消費増税による物価高に賃金が追いつかず、実質所得の減少が続けば個人消費の「水位」が下がるのは当然であり、下がった「水位」を富裕層の「泡」で埋めようとしても所詮、無理なのである。

## アベノミクスの発想から転換せよ

雇用者報酬を削る一方で、日本の企業部門は

「失われた20年」を通して資産を増やし続けてきた。かつての日本的な経営者であれば、経営が苦しいときには損失を、また経営が改善したときには収益を従業員と分け合ってきたが、バブル崩壊以降は従業員に損失を押しつけるだけで、収益が増えても公平に分け合うという発想は消滅していると言っても過言ではない。いまや日本の経営者、とりわけ経団連企業の経営者にとっては、賃金は経営的に上げる余裕がないから上げないのではなく、余裕はあっても上げなくて済むのなら上げないという発想のほうが支配的である。

確かに消費者の立場なら、一杯300円払っても良いと思う牛丼が一杯200円で食べられるなら、あえて300円は払わず200円で済ますのは合理的な選択かもしれない。しかし、経営者が従業員に対して月30万円払っても良いと思う賃金を、月20万円でも働いてくれるなら20万円しか払わないと発想し始めたら、賃金はぎりぎりの水準まで引き下げられてしまう。雇用者報酬の減少がデフレを引き起こしてきた背景には、こうした経営者の対応も大きく影響しているのである。

では、この先どうすれば良いのか。私は日本の企業が「失われた20年」の間に資金不足から貯蓄超過に転じたことが、日本の潜在成長力がゼロ近くにまで低下した根因だと考えている。もちろん中小・個人企業のなかには資金不足で苦しんでいる企業もある。しかし図2からも明らかなおと、企業部門全体で見ればデフレの症状が現れた90年代後半以降、日本の企業はお金を借りて投資をするのではなく余ったお金を資金運用に回し、そのお金がマクロ的な資金循環を通して政府部門の赤字を賄ってきた。

企業は経済のエンジンと言われるが、それは企業が家計部門の蓄えた貯蓄を銀行や市場を通して借り入れ、そのお金を従業員の職務能力の向上や新規設備の購入、あるいは新しい技術や製品開

発に投資し、そこで得た収益を賃上げや利子あるいは配当の形で家計部門に還元することで経済の好循環をリードしてきたからである。お金を借りない貯蓄超過の企業は飛ぶことを忘れた鳥のような存在であり、無借金経営を誇る経営者は資本主義の精神を失った単なる金満家に過ぎない。

現預金だけで229兆円(日銀『資金循環統計』による14年6月末時点の非金融法人の残高)の流動資産を抱えながら、賃金体系全体の底上げについては将来のコスト増につながると言ってベアに消極的な企業の収益を、法人減税や規制緩和で増やしたところでアベノミクスが描くような経済の好循環が始まるとは到底思えない。むしろ、企業が貯め込んだ内部留保に課税して財政赤字の補填に回したほうが日本経済の再生につながるのではないか。

英国のサッチャー元首相やアメリカのレーガン元大統領による経済政策を嚆矢として、大企業の経営者やオーナー株主など限られた富裕層の私利私欲を優先する新自由主義的な発想が各国の経済政策に強い影響を与えてきた。その影響はリーマンショック後も健在であり、安倍首相にいたっては自らの政策をTINA (There is no alternative) と豪語したサッチャーの驕りまで継承している。

アベノミクスの効果が「日本の隅々にまで行き渡らない」のは、「道半ば」だからではない。スタート地点ですでに道を間違っていたからである。いま求められているのは、富裕層のための成長を目指すアベノミクスの発想から脱して、普通の人々の生活を優先する「維持可能な社会」に向けて政策の舵を切り直すことである。

本稿脱稿後、安倍首相は突然の衆議院の解散・総選挙を決めた。各党は目先の景気やアベノミクスの成果を問う水掛け論ではなく、歴代の自民党政権が重ねてきた失政の責任を争点にして、選挙に臨んでほしい。■

# 「失われた20年」と資本主義の終焉

水野 和夫

日本大学国際関係学部教授

## この20年で何を「失った」のか

「失われた20年」といわれるが、20年をすぎても、長期停滞から脱したとは言い切れない。その証拠に、消費税を引き上げてデフレに戻ってしまっただけは元も子もないから、消費税引き上げ延期を総選挙の争点にすると安倍総理はいう。

一体何をこの20年で「失った」のか。21世紀にはいって成長戦略が幾度となく繰り返されていることに象徴されるように、失われたのは「成長」だというのが大方の考えであろう。確かに、そうではあるが、日本のみならずドイツの10年国債利回りが1.0%を下回っているのはなぜか、その理由を考えると、「失った」のは「近代の成長メカニズム」であるという結論に達することができる。本稿はその理由を述べる。

「より速く、より遠くへ、より合理的に」を行動原理とする「近代」が目指すのは「進歩」と「成長」である。

### みずの かずお

1977年早稲田大学政治経済学部卒業。1980年早稲田大学大学院経済学研究科修士課程修了。八千代証券、三菱UFJ証券などを経て、現三菱UFJモルガン・スタンレー証券入社。執行役員、参与・チーフエコノミストなどを経て、2010年9月内閣府大臣官房審議官（経済財政分析担当）就任。2013年日本大学国際関係学部教授就任、現在に至る。

著書に『資本主義の終焉と歴史の危機』（集英社、2014年）『終わりなき危機 君はグローバリゼーションの真実を見たか』（日本経済新聞出版社、2011年）など。

「進歩」にはベーコン流の物的進歩とイツロマン主義の精神的進歩がある。このうち物的進歩を測る尺度が「経済成長」<sup>1</sup>である。

「失われた20年」が失ったのは成長だというのなら「失われた20年」とは近代の「例外状況」なのである。「正常は何物をも証明せず、例外がいつさいを証明する」（カール・シュミット、2007）とすれば、例外である「失われた20年」が証明するのは、近代の正統性に対する疑念である。この考えが正しいのであれば、「失われた」成長は二度と戻ってはこないのであり、「成長戦略」はありもしない幻影を追いかけていることになる。だから、毎年のように作り直しては、失敗することになる。

## 「例外状況」と「歴史の危機」

20世紀末以降日本が長期停滞に陥っている原因のうち、およそ3分の2は化石燃料価格の高騰であり、残りの3分の1は成熟化である<sup>2</sup>。正統性に関する疑念とは、工業先進国にとって中間投入に相当するエネルギーの価格、とりわけ重要なのは化石燃料の価格に関わる問題である。

18世紀後半から非連続的に成長が加速したのは動力革命のおかげであり、1980年代の土地・株式バブルが90年代に弾けその後遺症が癒えたはずの日本が21世紀に入って成長を家計が実感できなくなったのは、同じタイミングでBRICsの時代になって資源価格が高騰したからである。近代の成長とは化石燃料を安価でいつでも好きな量を



確保できるという前提の上に成り立っていたのである。

成長するには「空間」が必要である。その「空間」を自由に、かつ広範囲に移動する量に比例して成長率が高くなる「無限」の空間を近代が見つけたので、それまでの中世の定常状態<sup>3</sup>から脱して、大航海時代に成長の時代の幕が開いた。

ついで、「海の空間」とエネルギーを支配したオランダ、イギリス、そして米国の3ヶ国のみが近代の覇権国となって、「豊かな社会」(ガルブレイズ)や「偉大な社会」(ジョンソン米大統領)建設を目指した。国際石油資本(セブン・メジャーズ)の国籍がこの3ヶ国であるのは決して偶然ではない<sup>4</sup>。「空間」を自由に広範囲に移動(経済学でいえば交易)して成長するには、エネルギーをいつでも必要なだけ供給するシステムが不可欠だったのである。

経済学には「限界費用逓減の法則」という重要な原則がある。1km余計に移動すれば(=一単位余計に生産物を産出すれば)、追加的に発生する費用は逓増するという原則である。しかし、19世紀半ばに油田が発見されて以来1973年の石油危機まで化石燃料は何キロ移動しても、移動コストは不変であった。原油価格の相対価格(対先進国の工業製品比)、いわゆる原油の実質価格は石油危機まで下落の一途だった。近代の成長メカニズムは化石燃料コストが上がらないという例外規定(「限界費用逓増の法則」の例外)に依拠していたのである。

成長にとってエネルギーは取るに足りないものであれば、「限界費用逓増の法則」の例外であっても大した問題ではない。しかし、2度のわたる石油危機と21世紀の「BRICsの時代」<sup>5</sup>が、近代は例外状況でしか成り立たないシステムだったということを証明したのである<sup>6</sup>。「空間を移動して成長するにはエネルギーコストは安ければ安いほどいいのである。例外が例外でなくなって化石燃料価格が需給で決まるようになった1970年代以降は、近代の成長基盤が崩壊するプロセスだったのである。

1973年の第一次石油危機以降、「失われた」のは近代システムの成長メカニズムだったのである。そうであれば、現在先進国は「失われた40年」の

真っただ中にあることになる。こうした「例外状況」こそが、ブルクハルトのいう「歴史の危機」<sup>7</sup>なのである。彼によれば、一旦「歴史の危機」に突入すると、新しいシステムの姿、形がみえてくるまで数世紀を要するという。今回、「歴史の危機」に入ったのが1970年であるから、わずか40年を経過したばかりで、折り返し地点にも来ていないことになる。

## なぜ金融の自由化とグローバリゼーションが同時期に推進されたのか

1970年代の2度の石油危機以降、二つの大きな変化が同時進行した。一つは金とドルの交換停止(1971年ニクソンショック)に端を発した世界的な金融の自由化の潮流<sup>8</sup>であり、もう一つは1983年に初めて学術論文に登場した「グローバリゼーション」<sup>9</sup>である。先進国の交易条件の悪化が金融の自由化とグローバリゼーション推進の原動力だった。交易条件は粗利益率と正の比例関係にある<sup>10</sup>ので、交易条件の悪化を相殺するには、販売数量の増大か、交易条件の良し悪しとは無縁の「空間」を新たに創るしかない。

前者(販売数量の増大)が「実物投資空間」におけるBRICsの台頭であり、アフリカのグローバリゼーションである。東西冷戦が終了し、資本主義経済が全世界を覆い尽くすことで、西側先進国はアジアの新しい中間層<sup>11</sup>を顧客として取り込み、アフリカを生産基地に組み込んでいった。後者(交易条件に左右されない空間)においてはIT革命と金融工学が相まって、「電子・金融空間」を創り、世界の余剰マネーをウォール街に集中させ、レバレッジやミリ単位取引で「電子・金融空間」を膨張させたのだった。

成長メカニズムは、X軸(粗利益率)とY軸(販売数量)で囲まれた面積(二次元空間)で説明することができる。この面積は実質GDPを表す<sup>12</sup>。また、粗利益率は資源価格高騰で先進国の交易条件が悪化すると、X軸は原点に向かって縮小に転じる。X軸が縮めば、Y軸をより一層外側に延ばさないと、X-Y空間が広がらない。すなわち成長できないことになる。だから、80年代以降、グローバリゼーションと金融に自由化が加速していくことになる。

この40年、二つの「空間」を膨張させようとする努力の連続で、この努力を支持するイデオロギーが規制緩和を強力に推進し、「市場が決める価格は正しい」とする新自由主義だったのである。ところが、21世紀に入ると、「膨張」それ自体が収縮という反作用を産んだ。すなわち、「空間」が収縮に転じたのである。

世界の富を米国に集中する「電子・金融空間」が21世紀最初の年である2001年の9・11（米国同時多発テロ）で第三世界から攻撃を受けた。また、2008年の9・15（リーマンショック）はレバレッジを無限に高めることは不可能であり、投資不適格債権（格付けBB以下）をAAA債権などとミックスすることによって全体がAAAの適格債権に生まれ変わるといった金融工学は、結局呪術だったとことを証明した。

「実物投資空間」においては安価なエネルギー源そして温暖化の切り札として期待され、「原子力カルネサンス」ともてはやされた原子力発電が2011年の3・11（東日本大震災）で爆発事故を起こし、制御不能に陥った。2013年1月、アルジェリアで起きた天然ガス関連施設襲撃事件も「より遠く」へ安価な資源を求めた結果の反作用だった。

1527年のローマ劫略以来の3・11、1917年以降の金融危機といわれる9・15、そして869年の貞観地震以来の大地震であった3・11と、21世紀の最初の10年で何世紀もの間、起きたこともなかった事件、事故が相次いで起きたのは、単なる偶然ではなく、必然だった。「空間」を無理やり膨張させよとすればするほど、反動が大きくなる。そうであれば、今後の「膨張」させよとすると、21世紀の最初の10年で起きた事件、事故以上のことが起きる可能性が高いといえよう。

## 異次元金融緩和と利子率ゼロは何を意味するのか

利子率ゼロの世界は「実物投資空間」がこれ以上膨張することができなくなったことを意味している。一方、日銀の異次元金融緩和は、日経平均株価が1万7千円を超え、2007年7月以来7年4

ヶ月ぶりの高値をつけるなど「電子・金融空間」を膨張させることに成功している。本来ならば、日銀引き受けに限りなく近い日銀の異次元金融緩和は将来のインフレ期待を醸成させ、10年国債利回りを上昇させる方向に働くはずであるが、現実にはむしろ逆で利回りは低下している<sup>13</sup>。

大量に供給されたマネー（ベースマネー）は、財・サービス価格を押し上げるのではなく<sup>14</sup>、「電子・金融空間」に流入し、株価を押し上げている。市場はアフリカまで広がった「実物投資空間」の次はもうないことがわかっているので、将来の期待インフレを織り込みようがない。しかし、「電子・金融空間」は無限の期待を吸収できるので、マネーの供給を増やせば、増益期待で株価は上昇する。しかしこれまでの30年間は「3年に1度はバブルが生じては弾ける」（サマーズ米元財務長官）ように無限の期待は必ずバブルを生む。

資本主義には「中心」があると同時に「周辺」を必要とする。1970年代までは「実物投資空間」が中心で、「電子・金融空間」は周辺だった。ところが、1970年代以降、主格逆転が起きた。「電子・金融空間」でマネーを供給すれば、株価が上昇するには企業収益が増加する仕組みをつくる必要がある。

実際、GDPデフレーターがマイナスに転じた1995年以降、産出高に占める企業利益と固定資本減耗を合わせた割合は21.8%で、2012年までの傾向線を計算すると、傾きは0.01%ポイントである。この比率は年0.01%上昇する傾向がある。一方、産出額雇用者報酬比率は年0.18%ポイント低下する傾向がある。この二つを合わせた比率が産出高付加価値比率であり、年0.18%低下している<sup>15</sup>。産出高付加価値比率が年0.18%ポイント低下しているのは、産出額中間投入比率が同ポイント上昇しているからである。

日本のバブルが崩壊した1990年以降、日本の景気は外生的に刺激を与えないと回復しない。外生的要因とは公共投資か輸出（海外の景気）しかない。1997年の橋本内閣以降、公共投資による景気拡大は原則しないことになり、日本の景気は海外

経済次第となった。海外経済とはBRICs次第ということになって、資源価格が高騰する。資源価格が高騰して産出額中間投入比率が上昇した分は固定資本減耗、営業余剰、雇用者報酬のいずれかが負担しなければならない。

通常は最終調整項目としての性格が強かった営業余剰が資源高の負担を被るが、それでは産出額の増加率が鈍いので、減益となってしまう、マネーが増加しても株価は上がらない。そこで、雇用者報酬が最終調整項目となって、景気が回復しても賃金が上がらなくなったのである。「実物投資空間」で雇用者を「周辺」化することで、「電子・金融空間」は好不況に関係なく、マネーを注入さえすれば上昇するようになったのである。政策の「中心」が「電子・金融空間」となったのは、「実物投資空間」は膨張することが不可能となったからである。利子率ゼロは「実物投資空間」で資本の自己増殖ができないことを意味しており、現時点で資本を自己増殖させることができるのは「電子・金融空間」しかない。そのような資本主義はもはや死んでいるに等しいといえよう。■

#### 《注》

- 1 経済成長とは、付加価値が増加することであり、具体的には名目GDPと実質GDPの増加率をさす。
- 2 産業の付加価値（名目GDP）は産出額マイナス中間投入で求められる。産出額中間投入比率が最も低かった1999年（46.5%）を基準として、2012年まで産出額は年8673億円のペースで減少し、中間投入額は年1兆7269億円のペースで増加した。名目GDPは年2兆5942億円のペースで減少している。産出額の減少と中間投入額の増加額の比率は1対2である。
- 3 長期に均してしてみれば、中世はゼロインフレ・ゼロ成長であるが、年々の変動率は著しく高かった。
- 4 後述するように、1630年代に近代が始まって現在にいたるまで、超低金利国はこの3ヶ国と日本とドイツしかない。
- 5 2003年10月に、ゴールドマン・サックス経済調査部は、「Dreaming with BRICs: The Path to 2050 (BRICs についての大胆な予測：2050年への道程)」と題する調査レポートにおいて、今後の世界経済にとって極めて大きな存在となりうる4ヶ国（ブラジル、ロシア、インド、中国）の経済成長についての研究内容を発表した。
- 6 第一次石油危機から2002年まで、原油価格は平均して1バレル＝21ドルだった。しかも上下10ド

ルの範囲内の変動に止まり（3分の2の確率で収まる範囲）、平均値から乖離しても数年たてば、再び21ドルに戻った（回帰性）。しかし、21世紀になってBRICsの時代になると年々原油価格は上昇し、2008年には年平均で100ドルに達し、回帰性は消滅した。「長い16世紀」が食糧の「価格革命」だったのに対して、21世紀は資源の「価格革命」だった。

- 7 『世界史的考察』（ブルクハルト、2009）によれば、「歴史の危機」は過去3回ある。最初は西ローマの崩壊（476年）からカール大帝のフランク王国建国（800年）まで、第二は近代が中世キリスト教社会にとって代わる「長い16世紀」である。三番目がフランス革命（1789年）から普仏戦争（1871年）までである。
- 8 米国における金利の自由化は1970年代初頭に実質的にスタートした（山村延郎・松田学（2004）p.43）
- 9 グローバリゼーションという言葉はテッド・レビットハーバード大学教授の「市場のグローバリゼーション（“The Globalization of Markets”）」に初めて登場した。
- 10 粗利益率＝（産出額－中間投入額）／産出額＝（産出価格×産出数量－投入価格×投入数量）／（産出価格×産出数量）、ここで産出数量＝k×投入数量とすると、（産出価格－投入価格／k）／産出価格＝1－（1／k・交易条件）となる。よって、粗利益率と交易条件は正の比例関係にある。
- 11 「通商白書2014」（経済産業省）によれば、「新興国地域では2010年から2020年にかけて中間層・富裕層が約14億人増加し、市場規模が拡大する見込みである」（p.△）。
- 12 産出価格＝GDPデフレーターとの仮定をおけば、粗利益率×販売数量＝名目付加価値／GDPデフレーター＝実質GDP。
- 13 2013年4月に異次元金融緩和が実施された直後、10年国債利回りは1.0%近くまで上昇したが、その後利回りは低下傾向を辿り、2014年11月には0.4%台で推移している。
- 14 東大日次物価指数は2014年11月13日現在、前年同期比ベースで0.52%下落している。一方、総務省の消費者物価指数は0.8%の上昇となっている（所費税の引き上げ分による物価上昇分2%を除く）。
- 15 四捨五入の関係で0.01-0.18＝-0.17にならない。

#### 《参考文献》

- シュミット、カール（2007）「政治神学—主権論四章—」『カール・シュミット著作集I』長尾龍一編、慈学社出版
- ブルクハルト、ヤーコブ（2009）『世界史的考察』新井靖一訳、ちくま学芸文庫。
- 山村延郎、松田岳「米独の金融自由化とセイフティ・ネットの展開」金融庁FSAリサーチ・review2014年12月号。
- 経済産業省「通商白書2014」。

# 格差拡大の解消へ向けた憲法改革

アンドリュー・J. サター

立教大学法学部特任教授

訳＝中村起子

これまで安倍政権は、前政権よりも遥かに優れた政権運営能力を持つことを示してきた。外交政策、リーダーシップの発揮などがその一例だ。しかし、こと経済政策になると疑問を禁じ得ない。安倍政権は、意図的に社会の底辺層を構築しようとしているのではないか。その外観からそう信じる人がいても無理はない。

例えば、賃金が伸び悩むなか、政府は通貨切り下げに膨大な労力を費やしている。また、消費税を増税する一方で、法人税引き下げを推進している。更に政府は、労働者に対し正規雇用への道を拓くかわりに、全ての産業で労働者を無期限に臨時雇いにとどめることを可能にする法案を成立させようとした（この法案は2014年の衆議院解散直前に廃案となったが、今後復活する可能性は勿論ある）。

同様に、政府は女性登用促進を声高に唱えているが、男女間の所得差縮小、特に貧困層のそれについては沈黙を保っている。最近の調査（連合総研2014）によると、主な稼ぎ手が女性の世帯のうち、正社員の36.5%、及び非正社員の51.6%の年間

収支が支出超過の状態だった。一方で、主な稼ぎ手が男性の世帯のうち同様の状態だったのは、それぞれ28.7%と36.2%だった。どちらにとっても辛い状況ではあるが、女性のほうが困難な状況にあるのは明白である。

ある意味、日本に於ける格差拡大は、世界中の富裕国の多くで発生している現象と完璧に調和したものと言える。間もなく日本語版が刊行されるフランスの経済学者トマ・ピケティのベストセラーでも指摘されている通り、20世紀に起こった富と所得の公平な分配を目指す動きは歴史の流れから見てむしろ例外的であり、おおよそ1914年から1980年までの間しか持続しなかった（ピケティ、2013年）。それ以前も長きにわたり格差は存在し、また、日本を含む先進国の殆どで格差は今後拡大すると彼は予想する。

ピケティは、この流れには3つの「分岐メカニズム」が存在するとし、それぞれが個別に格差を拡大させる可能性があるとして述べている。第一の、そして最古のメカニズムは、資本利益率( $r$ )と経済成長率( $g$ )の間の差で、ここでピケティは、給与所得は $g$ が示す率で上昇すると（楽観的に）想定している。歴史的に見れば、ふたつの関係は $r > g$ だった。つまり、金利生活者の所得は給与生活者のそれよりも速く成長してきたということだ。 $r - g$ の値が大きくなればなるほど、この格差が広がることを意味する。20世紀に発生した2度の大戦による富の破壊で、この通常パターンが一時的に逆行して来たが、

## アンドリュー・J. サター

ハーバード大学で物理学を専攻後、カリフォルニア大学ヘースティングス校ロースクール卒業(J.D.)。アプライド・マテリアルズ社社内弁護士、ソニー株式会社グループヘッドクォーター戦略ベンチャー投資部バイスプレジデント等を経て、2012年より現職。外国法事務弁護士、岩手弁護士会所属。代表作に『経済成長神話の終わり減成長と日本の希望』（講談社現代新書、2012年）。

ピケティは今後数十年間で元に戻る兆候が見られるとしている。一方日本では、この「将来」が既に現実のものとなっている。ピケティは、ガブリエル・ザックマンとの共著(2014年)で、日本では2000年から2010年までの間を含む過去40年間のうち30年間で $r > g$ の関係が現実化したとしている。

2番目のメカニズムは、多くの国で最富裕層はもはや単純な金利生活者ではなく、天文学的に高額な給与所得も同時に得ているという点である。2010年の時点では、米国の最上位0.1%の富裕層は同国の国民所得の7.5%を得ていたが、そのほとんどが給与所得だった。ちなみにこの割合は、1980年の時点では2.2%だった。また、同年に最上位1%が得た国民所得の割合は19.8%だったが、30年前には10%だった。幸いなことに、日本に於けるこれらの2グループの同期間の所得増は1~2%ポイントに過ぎなかったが、この数字はあくまでもアベノミクスが実施される前のものである。

最後のメカニズムは、ピケティが最も「爆発的」と表現する  $r$  の上昇である。例えば、数兆円の資産を保有している場合、そこから年率10%を超えるリターンを得ることが可能だが、資産が100億円の場合は6%近辺となる。まして一般的な家計では、リターンはそれよりも遥かに低くなる。ピケティとザックマンは、日本の個人資産のうち金融資産の増加が、住宅やその他の資産よりも急速に進んでいることから、このメカニズムが将来、日本に大きな影響を与える可能性があるとしている。

格差の拡大に歯止めをかけることは果たして可能なのか。単細胞な政治家や官僚が「 $r > g$ 」の関係だけに着目し、問題の解決には $g$ を押し上げれば良い、と安易に結論付けがちなのは想像に難くない。日本では、このことは即ち、コンクリートを大量に使い(特に東京)、カジノを建設し、そして最近では兵器を売ることを意味する。これでは失敗が約束されたようなものだ。ピケティは、 $g$ を押し上げると $r$ も自動的に拡大するケースが多く、従って相互関係が変化しない可能性がある」と指摘している。更に、 $g$ を押し上げるには、労働力を増加させるか生産性を向上させるしか方法がない。新たな労働力にあ

てがわれるのが低収入かつ不安定な非正規雇用のみだったら、また、生産性の向上のためにオートメーション化が進み人々が労働の場を失ったら、 $g$ は拡大しても格差は是正されない。

ピケティの著作が誤った方法で利用されたとしても彼を責めることはできないが、彼の分析には根本的な弱点がある。それは、議論が経済学のみで立脚しており、政治という観点が不在だという点だ。なかでも、格差が意図的に作り上げられる可能性があるという点を見落としている。

現政府は自らが推進する政策が平均的な日本人の家計に与える影響を十分把握していないのだ、と信じるのは、彼ら持つ計り知れない政治的な技能を過小評価するものだ。報道によれば、安倍首相は、最も優れた経済指標は株式市場だとしている(Yomiuri 2014.11.02)。彼の信念に沿うように、円安で空前の額に上った本国への還流利益が株式市場を押し上げた。円安が一般国民の財布を直撃しているにも関わらず、である<sup>1</sup>。経団連が安倍首相を持ち上げるのも無理はない。

そのような政策を推し進める理由は明白である。日本の人口動態を鑑みるに、経済のパイは確実に縮小に向かっている。昭和後期や1990年代初頭に時間が巻き戻ることは決してない。端的に言えば、特権層が痛みを受けたくなければ、誰かがそれを引き受けねばならないということだ。

国民の付託を受けた反民主主義的な議員が引き起こすこの手の問題の解決には、経済理論だけでは不十分だ。これは、単なる政治的な問題ではなく、憲法上の問題だからだ。ここでは、アリストテレス的な見地から「憲法」という言葉を用いる(Πολιτικά「政治学」1289a13-26)。文書としての憲法ではなく、政治システムとそれを統治する法の集合体という意味である。日本の政治を変えることをこれほど困難なものにしている問題の多くは、成文法である憲法そのものだけではなく、制定法と、国会及び最高裁判所の運営にある。

憲法は、「主権は国民に存する」と定めている。しかし現実には、利益相反、政治参加への障壁、そして不透明性により、国民は自らが持つこの力を行

使用する権利を発揮できないでいる。本稿ではスペースが限られるため、民主主義を脅かす要素を全て列挙することはできないが、ここではいくつかその例を挙げたいと思う。

選挙区を始めその他の国政選挙システムの全ての要素を規定する公職選挙法は、それが本来統制すべき対象である現職の国会議員のコントロール下にある。国会議員に立候補するには、300万円の供託金を納めねばならないが、この額は、英国(下院)の約9万円、米国(下院、州により異なる)の1万~20万円と比べても遥かに高額だ。また、政党公認になった場合は、通常は仕事を辞することを求められる。政治家の子弟やテレビタレントなどといった、特殊な階層に属するが政治家としての資質をすべからず備えているとは必ずしも言えない人々だけが、選挙戦に加わることができる。一般市民に機会が回ってくることは殆どない。

日本と同様のシステムを持つ小国は幾つかあるが、ドイツや英国等の成熟した民主主義国家では、更にはイタリアに於いてさえも、国家元首の意思決定もしくは議会での多数決を経ずに首相が戦略的に国会を解散し選挙を実施することを認めていない。本質的な議論を行うには日本の選挙期間は短すぎるうえ、米国スタイルの投票者を交えた「タウンホール」ミーティングが地方条例上禁止されている場合も多い。直接選挙で敗れた候補者が、日本特有の比例議席で救済される場合もある。2012年の衆議院選挙では、ドイツでは公平性を欠くとして遥か昔に廃止された数学アルゴリズムにより、35%しか投票を集めなかった自民党が実に60%以上の議席を得た。

日本の成文憲法は極めて明確に、憲法に反する法律及び統治行為は無効と定めている。しかし、このことは最高裁により当然のように無視されている。最高裁は多くの選挙を憲法違反としながらも、いずれをも無効としたことはない。その歴史を通して最高裁が無効とした法律はたった6本で、かつ市民権を制限する法律を常に支持しており、より短い期間で600本を超える法律を無効としてきたドイツ最高裁と比較するとその差は歴然である。最高

裁判所長官は最高裁判所裁判官候補を提示するが、最終判断を下す内閣総理大臣の心証を害するような人選を行うことはない。幸か不幸か、退職年齢が定められていることから一般的に在任期間が短く、双方とも独自の考えを固めるには至らない(Itoh 2010)。

アリストテレスがこの状態を見たら、日本は少数の富める者が私利私欲のために国を収める少数独裁国家のようだと嘆くだろう。この状態を民主主義に転換するにはどうすれば良いか。この問いにはふたつの疑問が伴う。それは、いかにして憲法レベルの改革をするのか、そして、どのような改革をすべきか、である。

後者のほうが解決法を想像し易い。例えば、議席割当に厳格な憲法基準を設け、この割当に反した場合は90日以内に新たな選挙を実施することを憲法上の規定とする。また、全ての議席はサン＝ラゲ方式などの比例方式で割り当てる。この方式は現在日本で使用されているドント方式よりも、投票者の意思をより正確に反映する。

次に、人口動態の危機的な状況を鑑み、衆議院と参議院の違いをより鮮明にする方法もある。例えば、参議院の議席を3分の1ずつ区切り、18歳~30歳の層、31歳~60歳の層、61歳以上の層へ均等に割り当てるという、年齢層配分も有り得る。この場合、候補者は必ずしも対象年齢層に属する必要はない。この方法により、若年層がより熟練した議員を自らの年齢層の代表として国会へ送ることができる。筆者が知る限り、この種の年齢に基づく選挙区が導入されれば近代初となると思われるが、古代ローマ時代には前例がある(Lintott 1999)。

また、ドイツ方式の憲法裁判所を設けるという方法もある。この場合、裁判官の任期は12年で再任はなく、両院が半数ずつを選出する。この方式により、裁判官の専門性が上がるとともに裁判所の独立性が増すことに加え、任命のプロセスが民主主義的に適正と言える。そして最後に、フランス語で言うところの*éminence grise* (黒幕)、即ち巨大な官僚組織に対する規制を憲法上に明確に設けるとい

う方法もある。

一方で、いかにして憲法を改革するかという点は、より解決が難しい。現憲法はその規定により、現職の国会議員が改正を主導しない限り改正されることはない。自らの権力を縮小するような改革に彼らが同意することはないのは明らかだ。しかし、それ以外にも平和的に改革する手段はある。

新憲法制定へ向けて憲法制定会議を開くことが打開策となる可能性がある。憲法中にこの手法が認められているケースもある。例えば、1998年にオーストラリアで国会がこれを認める法律を通過させている。同国の場合、152名の代表者のうち半数は、中央政府、州政府、そして地方政府のレベルで選出され、残りの半数は一般市民のボランティアで構成された。しかし、ここでも再び、国会の協力なしでは実現しないという障害が残る。

歴史を紐解くと、参考になる有名な事例がある。それは、米国憲法の制定時に組成された会議である。会議に参集した代表者は当初、欧州連合よりも縛りの緩い連合規約を修正する権限を与えられた。結果的に彼らはその権限を大幅に超え憲法を起草したわけだが、特別に選出された代表を通してのものだったとはいえ各州の人々にそれを承認する機会を与えられた。この努力の結果生まれたものが、世界の政治史のなかで最も重要な文書のひとつ、米国憲法である<sup>2</sup>。

人々が自らを統治する方法を決定する、これこそが国民主権である。自民党が憲法からこの基本理念を抹消することを提案している(自民党、2012年)が、このことは実に多くを物語る。彼らはその重要性を明確に認識しているからこそ、公平かつ平等な日本社会の基盤に銃の照準を合わせているのだ。今

こそ日本国の国民も、その重要性に焦点を当てるべき時である。■

#### 《注》

- 1 皮肉なことに、2014年の衆議院解散前に、自民党の選挙戦の焦点の一つが「円安と戦う」[“combat the weak yen”]であることが明らかになった(Yomiuri 2014.11.14)。
- 2 会議は事例として提案するものであり、作成された文書そのものを唯一とするものではない。ドイツ連邦共和国基本法のほうが、日本が得るものは大きい。

#### 《参考文献》

- 自民党 (2012) . 日本国憲法改正草案 . <[https://www.jimin.jp/policy/policy\\_topics/pdf/seisaku-109.pdf](https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/seisaku-109.pdf)>
- 連合総研 (2014) . 第 28 回勤労者の仕事と暮らしに関するアンケート調査 : 資料2 関連図表 (記者発表資料) . <<http://www.rengo-soken.or.jp/webpage/30.html>> [英語]
- Itoh, Hiroshi. (2010) *The Supreme Court and Benign Elite Democracy in Japan*. Farnham, UK & Burlington, VT: Ashgate.
- Lintott, Andrew. (1999) *The Constitution of the Roman Republic*. Oxford: Oxford University Press.
- Piketty, Thomas. (2013) *Le capital au XXI siècle*. Paris: Seuil. 英語 : (2014) *Capital in the Twenty-First Century*. trans. by Arthur Goldhammer. Cambridge, MA: Belknap Press.
- Piketty, Thomas & Gabriel Zucman. (2014) “Capital is Back: Wealth-Income Ratios in Rich Countries 1700-2010.” *Quarterly Journal of Economics*, 1255-1310. Tables JP.4b, JP.6a, JP.6c, available at <<http://piketty.pse.ens.fr/en/capitalisback>> (accessed 2014.11.14) .
- Yomiuri Shimbun (2014) . “Japan in Depth / Kuroda overcomes opposition to get more monetary easing.” *The Japan News*, November 02 <<http://the-japan-news.com/news/article/0001688817>>
- Yomiuri Shimbun (2014) . “LDP campaign to place focus on yen, local revitalization.” *The Japan News*, November 14 <<http://the-japan-news.com/news/article/0001716591>>

# 「独立運動」の視点から考える 地域民主主義の刷新 —スコットランドからの示唆—

山崎 幹根

北海道大学公共政策大学院教授

今年の9月、イギリス北部のスコットランドで独立を問う住民投票が行われた。周知のとおり結果は反対票が賛成を上回り、連合王国の枠組みは維持された。住民投票のキャンペーン期間には、世論調査で一時、独立賛成派が過半数を上回る予測が伝えられたこともあり、日本でも投票前後の動向は詳細に報道された。

スコットランドという日本からみればはるかに遠隔の地で起こった政治的イベントは、意外にも日本でも多くの関心を集めた。これは、他国と比較すればイギリスという日本人にとってなじみのあり、また、英語圏という要素から報道の情報量も多い国の出来事であったことが一因と思われるが、さらに言えば、現代日本の政治状況を覆う閉そく感とそれを打開する方向性を多くの人々が感じたからではないだろうか。

## 地方分権改革と特区方式の限界

現在、スコットランドのように国家からの独立が争点と化している地域は日本にはない。一方で、地方分権改革は時代ごとに位置づけられ方は変遷しつつも、国・地方の双方において主要な政治課題として長期にわたって対処されてきた。1995年の地方分権推進法の制定を起点として見れば、歴代の内閣は20年来、断続的に地方分権改革を進めてきたことになる。第一次分権改革では、機関委任事務制度の廃止や必置規制の見直し、部分的ではあったが補助金の整理統合などを通じて国から地方への関与の廃止・縮小が行われた。その後、いわゆる三位一体改革による補助金の整理と地方自治体への税源移譲が実現した。更に、2006年に地方分権改革推進法が制定され、第二次分権改革が進められ、法令の義務付け・枠付けの見直しや、国から地方への権限移譲、国と地方の協議の場の法制化が実現した。

このように見れば20年余りにわたり、幾度の政権交代を繰り返す中、さみだれ式に制度改正が繰り返され、分権改革はすすめられた。ところが、一連の改革に対して、必ずしも多くの地方自治体が分権改革による変化と意義を認識しているわけではない(日本都市センター編2008)<sup>1)</sup>。さらに言えば、市民が一連の地方分権改革の成果を実感しているとは言い難い。

### やまざき みきね

1967年生。北海道大学大学院法学研究科博士課程単位取得退学。博士(法学)。専攻は地方自治論。北海道大学大学院法学研究科助教授、アバディーン大学(スコットランド)政治学部客員研究員等を経て、2007年より現職。著書に『「領域」をめぐる分権と統合 スコットランドから考える』(岩波書店、2011年)、『国土開発の時代 戦後北海道をめぐる自治と統治』(東京大学出版会、2006年)など。





投票日前日グラスゴー中心部に集まる独立賛成の人々

地方分権改革とは別に、小泉政権以降、さまざまな特区方式による改革が進められてきた。構造改革特区は、国が個別の地方自治体や民間事業者に対して特例的な規制緩和を認め、さらには成功事例を全国展開させることによって、地域経済の活性化を図ることを目的として2002年から実施された。ところが、東京市政調査会による調査では、当初は国・地方の関心も高く、多くの提案が出され、実現した事例も多かったものの、次第に国による認定件数が低下するとともに、認定内容も先行事例をまねるものが増えていったことが指摘されている。地方自治体に対するアンケートでは、中央省庁からの回答には「はぐらかし」、「紋切型」、「現状維持」などの対応があったことが指摘されている(東京市政調査会研究室編2007)。その後、政権が変わっても、総合(国家戦略・地域活性化)特区、道州制特区法、沖縄振興特別措置法に基づく経済特区、東日本大震災復興特区、福島復興再生特別措置法による特区など、特区方式は多用されているものの、顕著な成果を見定めることは難しい。

地方分権改革そして特区関連法は、地方自治体の自由度を拡大することを目的としているものの、個別の法令の見直しの判断を中央省庁が行う方法であるがゆえに法令を所轄する省庁が改革を認めない限り実現しないというところに最大の問題点

がある(岡田2010)。

実際に、20年来の地方分権議論の中で地方自治体側が訴え続けても実現しないものや、特区方式によって地方自治体が提案し続けてきた案件でも認められない事項は少なくない。さらに、第2次分権改革において進められてきたいわゆる義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大に関しても、個別法の改正を通じて条例制定の範囲を広げる方法や、条例制定に際して国が「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」を示すことの妥当性が地方分権の理念と合わないのではないかと指摘されている(北村2013)。

## スコットランド独立の住民投票の意義 —民主主義の刷新

こうした従来型の発想と断続的かつ個別的な法令改正を積み重ねることは、果たして地域の自己決定権を強化する最善の方法なのであろうか。既存の改革手法を一度突き放して、自由な発想に立つことも重要ではないだろうか。そこで、独立運動というスコットランドの実践から得られる示唆を考えてみたい。一見、奇異かもしれない発想であるが、現代日本の地域政治と比較すると、見えてくるものは少なくない。

政治的、社会経済的文脈が異なるとはいえ、スコットランド独立をめぐる住民投票から得られる最大の教訓は民主主義の刷新の実践である。スコットランド人はエスニック・マイノリティではないし、言語・宗教・文化の面で国家から抑圧されているわけではない。また、独立運動を北海から産出される石油・ガスの税収の配分をめぐる論争と理解される傾向があるが、「損得勘定」だけで独立の賛否が問われたわけではない。むしろ、スコットランドという「領域」における自己決定権を確立することの意義が多くの市民に共有されたからこそ、約85%という驚異的な投票率と、45%という高い賛成票が集まった点に留意しなければならない。数字は通常のスコットランド議会の投票率が約50%であることと比較すると、その高さがいっそう際立つし、質的な差異も大きい。特に、16歳以上の若者も含め、多くの市民が様々な場面で自らの地域の将来について真剣に考え、語り合い、投票が行われた。

スコットランドにおける住民投票の盛り上がりは、90年代に新潟県巻町や沖縄県名護市など全国各地で行われた住民投票、また、いわゆる平成の大合併期に行われた住民投票を想起すれば決して縁遠い外国の出来事ではない。わが国の住民投票でも、地域の将来を住民が真剣に語り合い、通常の首長・議会選挙とは異なる形で住民が積極的に意思決定に加わったケースを散見することができる。

さらに、スコットランドの実践からは、以下の点に注目することができる。第一に、多くの独立賛成派が強く訴え、幅広い支持を得た主張は、対中央政府・議会に対する「民主主義の欠陥」<sup>2</sup>の是正であった。すなわち、スコットランドで多数派を形成していない政党がロンドンの国会であるウェストミンスター議会では与党となり、スコットランドに関する重要な政策が決められているという構造の打破に人々が共感した。さらに、キャンペーンでは中央の政権党である保守党、自由民主党に加え、労働党が一致して独立反対を主張、ポンドの共同使用構想を拒否するなど、「ウェストミンスター対スコットランド」という図式が表面化し、多くのスコットラ

ンド市民の中央政府や全国政党に対する反発を高めた。

第二に、独立派の主張は「変わらない」「変えない」ことを力説していた点に特徴があり、実は「変化」や「改革」は意外と主張されず、独立によって大きな影響を及ぼす提案は核兵器の撤去ぐらいであった。

賛成派は、保守・自由民主党連立政権が全国レベルですすめる福祉サービスの切り下げや郵便事業の民営化を批判、さらには、イングランドで行おうとしている公営保険医療サービスの市場主義的改革がスコットランドにも波及すると指摘、イギリスが戦後に福祉国家を形成して以来、国民的合意として維持してきた普遍主義の理念を保持するためにこそ独立が必要だ、と主張した。これが社会民主主義的な政治文化をもつスコットランドに共感を広げた。

現在の日本では、中央の政権が集団的自衛権の解釈変更など、日本国憲法を変えることに積極的である。こうした動きを批判し、地域からでも現行憲法の理念および条文を守るために声をあげる必要に迫られている。「今までの国の理念を変えないためにこそ、国から独立する」という発想は大いに示唆に富む。

第三に、今回の独立運動を主導した地域政党であり独立を党是とするSNP（スコットランド国民党）の発展も注目すべき点である。実はSNPは長い間、原理主義的な独立論とともに当時のEC、NATOからの脱退を訴えており、また、政党組織としての一体性を欠き、低迷を続けていた。その後、SNPはスコットランド議会を足場に、一大政治勢力として成長、サモンド党首の下、現実的な独立路線と社会民主主義を理念とする政党に変化し、2007年に初めて政権を獲得、議院内閣制の下での少数与党ながらも実直な統治能力を誇示することに成功した。さらには2011年のスコットランド議会選挙において、緊縮財政をすすめる中央政府の政権党である保守党・自由民主党への不満、野党労働党への失望など、独立を支持しない有権者の既成政党への批判を巧みに取り込み大勝した。また、今回

の住民投票を前に、従来の方針を撤回しNATOへの加盟を表明する一方、核兵器の撤去を主張するなど、理想と現実のバランスを取るよう努めた。

周知のとおり、日本でも地域新党がブームとなったが、その大半は保守系会派の亜種にすぎないし、全国政党に対する市民の不満の受け皿になっているとは言い難い。

## 日本における「民主主義の欠陥」

一方、日本における「民主主義の欠陥」とは何か。自民党と政権を争う対抗政党の不在、長期間放置されている衆議院・参議院選挙における一票の格差など、全国政治レベルにおいても問題点が多いが、ここでは以下、地域政治に限定して論じたい。

先ず、日本には、スコットランドで20年近く保守党の国会議員がほとんど選出されていない状況と同様な支持政党の差異が表面化する地域はないといってよい。実際、戦後長期間にわたって政権党である自由民主党の国会議員が少数しか選出されないような地域、また、そのような結果を生じさせるような総選挙はまれであった。ほとんどの地域において自民党の衆議院議員は選出されており、地域間の遍在性という次元でも自民党は全国レベルの包括政党として政権を維持してきた。すなわち、特定の地域を露骨に冷遇したり、差別的に取り扱うことなく、全国の都道府県を平等に取り扱うことを基本とし、補助金や地方交付税の配分、社会資本の整備を行うなどの次元で、地域の要望を中央の意思決定に最大限反映させてきた(山口2004)。換言すれば、中央対地域という構図を作り上げ、地域に基づくアイデンティティが政治化し、自治権の獲得や独立を主張する契機が戦後日本にはほとんどなかった。

しかしながら、地域からの声が国の意思決定に反映されない事態も厳然として存在しており、沖縄県の普天間基地移設問題や、原子力発電所のあり方など、国策にかかわる大規模事業が地域に位置づけられる際に問題が顕在化していることは言うまでもない。

そこで改めて、日本の地域における「民主主義の欠陥」を指摘するならば、第一に、国策を遂行する主体である国は、「アメとムチ」の手段を駆使して地域住民や自治体を服従させ、地方による自発的な受容という形でこれを実施する構図が浮かび上がる。その際、ひとたび地方の側が国策としての事業の受け入れを決定すると、本来は国策であるはずの事業の実施が地域問題として封じ込められるとともに、国と地方をまたがる行政手続きへと転嫁され、国の役割が背後に退くパターンが多く見られる。さらに担当大臣の在任期間の短さと相まって、国策における国の責任が拡散する事態を生じさせる(山崎2006)。

第二に、先に説明したように、日本において20年余り進められてきた地方分権改革は、本来であれば地域の自由度を拡大する目的を持っていたはずであったが、限りなく中央各省の裁量の範囲内で部分的に認められる分権という性質を強く帯びてしまっている。換言すれば、本来であれば「領域」における自己決定権を包括的に強化であるはずの改革が、政策分野ごとに編成された中央各省に属する「機能」に分断され、結局のところ、国の行政機関と地方自治体との間の行政手続きを部分的に修正するだけの作業と化してしまっている観がある。

第三に、住民投票を行う機会が国・地方双方のレベルにおいて過度に抑制されてきたことを問題にしなければならない。憲法95条に基づく特定の地方自治体に関わる法律の制定に際しての住民投票は、1950年代を最後に実施されていない。例えば、本州と異なる開発(振興)体制をもつ北海道と沖縄には、それぞれ北海道開発法、沖縄振興開発特別措置法が適用されているが、国は、両法の制定当初、憲法95条の適用外であるとして、住民投票を行わなかった。2006年に事実上北海道のみを対象とした道州制特区法が制定されたが、95条の適用を回避した(山崎2011)。

さらに近年、自由民主党は地方自治体が住民自治を強化するための実践として進めている自治基本条例の制定に対して批判的な立場を強めている。その中で特に、住民投票が地方議会の議決に

影響を及ぼすことや、現行の参政権の規定を超えた形で投票権者の年齢や国籍を拡大することへの警戒感を鮮明にしている。

このように、住民投票は今までも極めて限定的に運用されてこなかったことに加え、代表民主制との実質的差異を比較検討することなく、形式的な理解に基づいた批判的言説が根強い。こうして、現代民主制の有力な意思決定手法である住民投票が過度に封じ込められている。

## 独立運動から見えてくる 地域民主主義の刷新

スコットランド独立運動を、地域の自己決定権を強化する民主主義の刷新ととらえるならば、そこから普遍的な意義を見出すことは大いに可能である。現代日本における「民主主義の欠陥」を問い直すならば、国策を地域問題に転嫁する構図、自己決定権の機能的分断、住民投票の忌避という諸問題が浮かび上がる。それゆえ、政治的な影響力を持った独立運動が戦後日本では顕在化しなかった。しかし同時に、全市民的議論を深める住民投票、理念を変えないための独立というロジック、全国政党に代わる選択肢となりうる地域政党など、独立運動という視点に立つことによって得られる示唆

は、日本の地域民主主義を刷新する際に有益な手がかりとなりうることに留意すべきである。■

### 《注》

- 1 日本都市センターが2007年に全国の市・区に対して行ったアンケート調査によれば、「地方分権は有益であったと思うか」という問いに対して、「おおいに有益」1%、「有益」32%、「特に変わらない」45%、「有益でなかった」19%との回答があった。
- 2 原語は democratic deficit であり、「民主主義の欠陥」または「民主主義の赤字」と訳される。

### 《参考文献》

- 日本都市センター編（2008）『分権型社会の都市行政と組織改革に関する調査研究—市役所事務機構アンケート調査結果報告』日本都市センター。
- 東京市政調査会研究室編（2007）『検証 構造改革特区』ぎょうせい。
- 岡田博史（2010）「自治体から見た地方分権改革—自治立法権に焦点を当てて」『ジュリスト』第1413号（2010年12月15日）。
- 北村喜宣（2013）「2つの一括法による作業の意義と今後の方向性—『条例制定権の拡大』の観点から」『自治総研』413号。
- 山口二郎（2004）『戦後政治の崩壊—デモクラシーはどこへゆくか』岩波書店、2004。
- 山崎幹根（2006）『国土開発の時代 戦後北海道をめぐる自治と統治』東京大学出版会。
- 山崎幹根（2011）『「領域」をめぐる分権と統合—スコットランドから考える』岩波書店。
- スコットランドの独立を問う住民投票の一連の経過に関しては、地元紙の The Herald, BBC スコットランドらの報道を参考にしている。



# 文化動員と社会変容

## —体制転換なき革命について—

五野井 郁夫

高千穂大学経営学部准教授

### 議会制民主主義は所与か？

社会科学の多くがそうであるように、現在まで政治学という学問も国家概念を所与としがちである<sup>1</sup>。同様に、われわれには一国内政治における代議制民主主義というシステムを所与と見なす傾向もあるのではないか。

すこし歴史的にさかのぼってみると、現行秩序への否を訴える「僭主への異議申し立て (Vindiciae Contra Tyrannos)」のような抵抗権の系譜がある<sup>2</sup>。この系譜に連なるものとして、ここでは「頭をかち割るかわりにその頭を数える」という民主主義の原則に沿えば、同延長線上に現在世界中を席卷している非暴力直接行動が位置づけられるだろう<sup>3</sup>。これらの方途を代議制民主主義という制度として定期的に異議申し立てが聴取される仕組みへと収斂させたのが、現在われわれが当たり前だと思っている間接民主主義だとも考えることもできる。

#### このい いくお

東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻博士課程修了。博士(学術)。専門分野は民主主義論、日本学術振興会特別研究員、立教大学法学部助教を経て現職。

著書に『デモとは何か？変貌する直接民主主義』(NHK ブックス、2012年)、『国際政治哲学』(共編著、ナカニシヤ出版、2011年)、『ブルーリズム』(共訳、岩波書店、2008年)など。

直接的な抵抗の表現として暴政に対して異議申し立てを行ってきた古典的な政治の方途と、近代以後の代議制民主主義というシステムは、必ずしもかみ合うわけではない。それは前者が、代議制民主主義というゲームのルールに先立つ政治への直接的なコミットメントに他ならないからである。

してみれば政治において代議制民主主義が先にあるという議論も、この数世紀間欧州を中心に作り上げられてきた慣行(conventions)を、立憲主義の伝統として人々が受け入れているにすぎない。あるいは、直接民主主義と間接民主主義の並置という、60年安保当時に丸山眞男が指摘していた「院外の政治」と「院内の政治」としての民主主義といった発想自体が、先述の強引に収斂された近代民主主義論という一見盤石な土台を前提視するどころか、このドクサを意図せず、より強固にすらししていると見なすこともできる。

たとえば、シェルドン・S.ウォリンは『政治とヴィジョン』で提示して見せた「政治的なもの (the political)」を、古典古代から一七世紀の間までの西欧思想史の屋台骨として捉えているが、個々の構成員と政治共同体によって取り結ばれるところの権威が構成され出来するさいには、必ずしも代議制の形をとるわけではなかったことは言うまでもない<sup>4</sup>。

商業社会の発展とともに、この「政治的なもの」は後退するようになる。「政治的なもの」の退潮は、ちょうど各国で議会政治が制度化されていくなか



で、あるいは文字通りアーキテクチャとしての国会議事堂が建造されることによって象徴的にも「政治の形式」が定められていくなかで、決定的なものとなっていったことは必ずしも偶然ではないだろう。

## サブ政治と規範変容的文化

本来的には政治が必ずしも議会によって行われる必然性がないのであれば、これまでデモや署名、請願、パブリックコメントなどの議会外の政治たる「院外の政治」と議会内の政治たる「院内の政治」をいかにしてつなぐか、という命題の前提自体もゆらぐ。

かつて埴谷雄高は議会政治と日常生活とを対置して、「政治の幅はつねに生活の幅より狭い」と喝破したのは、安保闘争前の1958年のことだ<sup>5</sup>。この埴谷の発言を手がかりに、議会政治ではない生活の幅のほうにある政治に着眼することで、いまの政治の隘路に何らかの活路を見出すこともできるのではないだろうか。この視座についてウルリヒ・ベックは議会以外の政治として、たとえば企業が議会内政治や生活に影響を与える現象をサブ政治(Subpolitik)と呼んだが、このサブ政治は他方で市民運動や消費者運動といった「下からの政治」や「直接の政治」としての機能を帯びようになる<sup>6</sup>。

サブ政治はしばしば議会のプロセスをバイパスして行われる。それを「新自由主義」対「グローバル市民社会」などの、メイン・ストリームとそれへの対抗的な公共圏のようなカウンターという、お決まりの大きな物語に回収されがちな図式について、サブ政治への着眼は再検討するきっかけとなるだろう。実際にサブ政治が機能した例として思い浮かぶのは、たとえ虚焦点であったとしても現代の社会運動の原型としてしばしば参照される1968年革命である。1968年の象徴的意義をつまびらかにすることで、現代社会において社会の秩序を成り立たせている現在の規範の枠を再考し、議会中心主義的な政治とはまた別の仕方での、非暴力による政治の回路を見出すことも可能だろう。

アラブの春からニューヨーク、香港など一連の

オキュパイ運動まで、今日多く観察される非暴力を掲げる社会運動の原動力は、規範変容的文化(Transformativ culture)を揺籃とするものである。この規範変容的文化はこれまでの文化規範の枠を越えてゆくことで、既存の議会政治とそれに付随する政治の文法とは別の回路で政治の変容を促進してゆく効果をもつが、それはジャック・デリダが「正常」ではない言葉の用法としてオースティンが切り捨てた寄生的用法に注目し、それらが反復される既存の言語体系を行為遂行的に覆していく契機と捉えたのと同様である<sup>7</sup>。

では、既存の社会運動論はどのような視座を提供してくれるだろうか。資源動員論や政治的機会構造論は、政府-市民社会間での戦いの政治を覗てゆく上で有益である。だが、一連のオキュパイ運動など、規範変容的文化を基底とした近年のグローバル・ジャスティス運動に代表される、議会をバイパスした社会運動によって社会のほうから政治を囲んでゆく動きを把握する上で、その有効性は困難に直面している。ようするに既存の新しい社会運動論が所与としている集団や議会政治への争点化を扱うのではなく、集団それ自体がいかにして形成されその集団に見られるフォーマットやレパートリー自体がいかに伝播するのか、そして何よりも議会政治と決定を置き去りにして社会と文化が先へゆく事象についての説明となるため、既存の分析枠組みはなおさら当てはまらない。

他方、新しい社会運動論の文脈では、アラン・トゥレーヌによる脱産業社会におけるテクノクラート支配に対する抵抗としての社会運動や、人々の生活世界が官僚システムに浸食され植民地化されつつあることへの抵抗としてユルゲン・ハーバーマスが新しい社会運動を位置づけたことが思い出される<sup>8</sup>。だがこれらの理論化が、官僚と市民や政府と市民、公式の公共圏と対抗的公共圏など、容易にメイン・ストリームとカウンターという二分法へと陥りがちであることは云うまでもない。

それでも新しい社会運動論においてアルベルト・メルッチは、新しい社会運動への転換が従来の社会運動の相対化にはとどまらず、感性や意識といっ

た人間のより深いレベルでの変容にもつながっていることに着目した<sup>9</sup>。それは具体的な政治目標の獲得を目指すのと同時に抗争の場を創出し、そして抗争の範囲を議会政治のみならず議会外の政治をもつくる文化表現であることを強調したものだ。

## 体制転換なき革命

メルッチの提起は新しい社会運動の狭義の政治性という一側面のみで過剰に期待したトゥレーヌに対する批判的な議論へと社会運動論がシフトしてゆくきっかけであった。このメルッチの提起は、一部の熟議民主主義論者に見受けられる政治における議会での決定の契機と制度化のみを重視する傾向への批判的応答にもなりうる。そしてこの制度化されず既存の規範を彫り崩すというこの点こそが、文化による動員の核なのである。

運動を形成する主体と運動を取り巻く関係と場が同時形成され、議会政治とは異なる次元での関係性と場、構造と主体的行為そのものが変容していくプロセスそのものなかに、メルッチは社会運動論の可能性を見出した。したがって、彼の考える政治の領域は、伝統的な政治学が扱ってきた国家を中心とする公的な領域や公共性のみではなく、市民社会、私的な領域や日常生活のあり方、そして文化までが、ここではじめて政治的抗争の場として議論の俎上にあがるようになった。この議会以外で行われる政治という視座は、まさにのちにベックが提唱したサブ政治と同じ方向である。

このような視座を獲得した上で、あらためて脱物質的な文化への引き金となったとしてしばしば準拠点とされる、1968年のパリ五月革命という体制転換のなかった革命の意味を振り返ってみよう。それは、政権を取らず、体制転換もせず、けれども決定的にその後の人々のものの考え方には影響を与えたうえで、その後には雲散霧消してゆく「文化革命」である。すなわち、「消滅する媒介」として役目を終えると、革命の舞台から俳優らが自ら降りてゆくものでありながらも舞台それ自体は続き、その舞台の観覧者らは観る前と後ではまったく価値観が変わっ

てしまうような何かを残してゆくのである。それによって議会政治に関係なく社会規範が形成され、進展し、人々に浸透することで内面化してゆく。このように既存の保守と革新、あるいはメイン・ストリームとカウンターの双方から、過去の過ちならびにその過ちをただすための過ちから自由になるものとして、1968年は象徴的に再定義しうるだろう。

この視座を一度獲得すると、一見すると政治からは縁が遠いように思える出来事も、メイン・ストリームでもカウンターでもない、すなわち体制でも反体制でもない第三項となるような、時が来ると消滅する性質を予め帯びた運動体や空間を求める運動として見いだすことが可能である。それとともに、さらにすすんで既存の左派言説はもちろんのこと、右派のロジックや資本主義の文法をも巧みに取り込んでゆき、気が付くと形成された規範は、議会の決定を待つまでもなく、社会にとって「当たり前」のものとなっているのである。

## 文化革命から文化動員へ

体制転換なき革命とは、選挙制度が必ずしも民意を反映せず、議会政治が隘路となっているときに真価を発揮するだろう。というのも、それは議会政治そのもののヘゲモニー獲得をするのではなく、文化規範を変容させることで社会のほうから変えてゆくからである。1968年の体制転換なき革命が現実政治のなかでも継承された例としてミシェル・フーコーは、1968年革命以降の政党や階級とそれらにまつわる文化ではない文化動員(mobilisation culturelle)の理念と動態について、1978年の選挙を控えての1977年の左派連合にかんするシンポジウムのなかで以下のように語っている。

…参加者のなかで誰一人として「1978年3月」あるいは「選挙」という言葉を発することはなかった。これはとても重要なことだ。革新とは、もはや、党や労組、官僚組織、政策といったものを媒介にして起こるのではない。革新とは個人的

な、精神的な不安の領域に属している。もう誰も何をなすべきかについては政治理論に期待することなどしない。もうだれも理論的な後ろ盾を必要としていない。この変化はイデオロギー的なものであり、根本的なものだ(Foucault 1977: 49) 10。

このときの聞き手であった政治哲学者のジャック・ランシエールは、フーコーが政治的なものを全面的に拒否し、組織化された権力を否定してみせることについて、なんらかの不安を感じないのかと問うた。対するフーコーはきっぱりと以下のように返答した。

いや、まったく。この15年で大きな運動が生起しているが、そのモデルは反精神医学運動であり、また1968年の5月がその1つの契機だった。かつて社会の幸福を保障していた医者のような社会階層は、今日では日常的な語彙や日常的な構造の外で、揺れ動き、立ち上がり、模索している。これは一種の文化革命とは言わないまでも、文化動員であることには間違いない。つまり政治的には回収できない事態なのだ。誰もが、政治が変わったとしても絶対に自分たちにとっての問題の本質が変わったりはしないと感じている(Foucault 同上)。

フーコーが言うところの選挙によって示された民意としての議会政治が変わったところで「政治的には回収できない事態」を前にして、われわれが政治における所与としてきた議会政治は無力であろう。であれば、議会政治に執心しても、あまり意味がないという発想の転換が必要なのではあるまいか。この「政治が変わったとしても絶対に自分たちにとっての問題の本質が変わったりはしない」という社会問題を変えていくのは、文化を通じての社会における規範の変容によってである。

文化と社会から政治を変える。フーコーがもちだした1968年とはそういう年だった。その年にド・ゴールは退陣しなかったが、急激に「時代遅れなもの」「ダサいもの」になっていった。その時代の寵児

だったイヴ・サンローランは、モードという分野で、パリの左岸からそれをやってみせた。女性のパンタロン・スタイルは世界中で当たり前のものとなり、フランスでは事実婚も1999年にはPACS (Pacte civil de solidarit) として追認された。文化と社会が政治を置いてきぼりにし、後に政治が文化と社会に着いていったのだ。

文化動員による社会運動は、文化規範を変容させ社会を変えてしまうことで、体制転換なき革命として旧態依然とした議会政治を置き去りにして、社会は先の未来へと進む。議会政治において政権をとらずとも、われわれは文化によって社会から政治を変えることができるのである。■

#### 《注》

- 1 イェンス・バーテルソン (2005) 『国家論のクリティック』 岩波書店
- 2 Philippe Duplessis-Mornay & Hubert Languet aka Stephanus Junius Brutus (1660) *Vindiciae Contra Tyrannos*, Amsterdam, Valckenier.
- 3 福田歓一 (1985) 『政治学史』 東京大学出版会；千葉眞 (2008) 『「未完の革命」としての平和憲法』 岩波書店
- 4 シェルドン・S. ウォリン (2006) 『政治とビジョン』 福村出版
- 5 埴谷雄高 (1971) 「序詞 — 権力について」 『埴谷雄高作品集3 政治論文集』 講談社
- 6 Ulric Beck (1993) *Die Erfindung des Politischen: Zu einer Theorie reflexiver Modernisierung* Frankfurt am Main, Suhrkamp; 小川有美 (2014) 「リスク社会」 『脱原発の比較政治学』 法政大学出版局
- 7 ジャック・デリダ (2002) 『有限責任会社』 法政大学出版局；規範変容的文化については、以下を参照されたい。Mike Featherstone (1990) *Consumer Culture and Postmodernism (Theory, Culture & Society)*, London, Sage
- 8 Alain Touraine (1978) *La voix et le regard*, Paris, Seuil; Jürgen Habermas (1982 → 2006) *Theorie des kommunikativen Handelns*, Frankfurt am Main, Suhrkamp
- 9 Alberto Melucci (1989) *Nomads of the Present: Social Movements and Individual Needs in Contemporary Society (Perfect)*, Philadelphia, PA, Temple University Press
- 10 Michel Foucault (1977) “Une mobilisation culturelle”, *Le Nouvel Observateur*, No. 670, 12-18 septembre